

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項の規定による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (任用の基準) | (任用の基準) |
| 第2条 消防団長（以下「団長」という。）が、市長の承認を得て任命する消防団員は、次の各号に掲げる者でなければならない。 | 第2条 消防団長（以下「団長」という。）が、市長の承認を得て任命する消防団員は、次の各号に掲げる者でなければならない。 |
| (1) 市内に <u>在住し、在勤し、又は在学する</u> 18歳以上の者 | (1) 市内に <u>居住する</u> 18歳以上の者 |
| (2)略..... | (2)略..... |
| (欠格事項) | (欠格事項) |
| 第4条 消防団員が次の各号の一に該当する場合においては、その身分を失う。 | 第4条 消防団員が次の各号の一に該当する場合においては、その身分を失う。 |
| (1)及び(2)略..... | (1)及び(2)略..... |
| (3) <u>第2条第1号に該当しなくなったとき。</u> | (3) <u>市外に転出したとき。</u> |
| (4)略..... | (4)略..... |
| (5) 禁錮以上の刑に処せられたとき。 | (5) 禁 <u>こ</u> 以上の刑に処せられたとき。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。